

重要土地等調査法案の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案)

目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的**：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- **基本方針**：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項
（勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。） 等
- **留意事項**：この法律に基づく措置は、個人情報保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域

- 重要施設の周辺：防衛関係施設、海上保安庁の施設及び重要インフラ（政令指定）の周辺*の区域について、告示で個別指定。
* 施設の敷地の周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- 国境離島等：国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域

- 特定重要施設の周辺：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。
例) 司令部機能、警戒監視機能を有する自衛隊の駐屯地・基地 等
- 特定国境離島等：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。
例) 領海基線となる低潮線を有する無人国境離島 等

調査

(注視・特別注視区域共通)

- **対象**
土地及び建物の所有者、借出人 等
- **事項**
 - ・ 所有者等：氏名、住所、国籍 等
 - ・ 利用状況
- **手法**
 - ・ 現地・現況調査
 - ・ 不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
 - ・ 所有者等からの報告徴収（刑事罰あり）
* 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

事前届出

(特別注視区域のみ)

- **対象**
土地等の所有権移転等（売り手・買い手／刑事罰あり）
* 一定面積以上の取引に限定。
- **届出事項**
 - ・ 氏名、住所、国籍 等
 - ・ 利用目的、所在、面積 等

国による買取り

国による買取り

利用規制

(注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置
- 機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令（刑事罰あり）
 - ・ 国による損失の補償
 - ・ 国への買入れの申出

国による買取り

(注視・特別注視区域共通)

- 国による土地等の買取り
* 国の努力義務

その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置：重要インフラに係る政令の制定・改廃、区域指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- 施行期日 基本方針、審議会等：公布から1年を超えない範囲内
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等：公布から1年3か月を超えない範囲内
- 見直し：法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。

注視・特別注視区域の候補

令和3年5月

内閣官房土地調査検討室

1. 防衛関係施設

(1) 注視区域

(法定する要件を満たすもの:合計約4百数十カ所)

- ①部隊等の活動拠点となる施設 (習志野、下関、立川等)
- ②部隊等の機能支援を行う施設 (大和、宇治、東北町等)
- ③装備品の研究開発等を行う施設 (下北、目黒、相模原等)
- ④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設 (土浦、富士、
江田島等)

(2) 特別注視区域

(法定する要件を満たすもの:合計約百数十カ所)

- ①指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設
(市ヶ谷、朝霞、横須賀、横田等)
- ②警戒監視・情報機能を有する施設 (与那国、対馬、稚内等)
- ③防空機能を有する施設 (八雲、軍力、霞ヶ浦等)
- ④離島に所在する施設 (奄美、宮古島、硫黄島等)

2 海上保安庁の施設 (合計174カ所)

法定する要件を満たす対象区域の候補

- ①第十一管区海上保安本部 (那覇)
- ②石垣海上保安部

※有人国境離島地域離島の区域指定により、同区域に所在する海保施設 (上記2カ所を含む16カ所) が対象に含まれることはあり得る。

3. 国境離島等

(法定する要件を満たすもの:)

- (1) 領海基線を有する離島のうち、我が国が現に保全・管理を行っている「国境離島」(合計484島)

(小島 (東京都八丈町)、北硫黄島、臥蛇島等 ※無人で民有地が所在する40島)

- (2) 有人国境離島法に基づく有人国境離島地域を構成する離島である「有人国境離島地域離島」(合計148島)

(佐渡島、福江島、奄美大島、利尻島、舌岬島等)

- ① 領海基線近傍
- ② 領海基線を有しない島に所在する、領海警備等の活動拠点となる港湾施設及び行政機関の施設等の周辺

2

(注)最終的に、各施設につき、法律の要件、閣議決定する基本方針に照らして評価。その後、国会審議の状況、懸念の実態等を勘案し、「土地等利用状況審議会」の意見を伺った上で、注視又は特別注視区域として指定することの要否について、個別に判断。

出典:注視・特別注視区域の候補
(令和3年5月26日 衆議院内閣委員会理事会提示資料)
令和3年6月10日 参議院内閣委員会、外交防衛委員会連合審査会
立憲民主・社民 小西洋之